

経営会議の内容

件 名	(仮称)大和市文化芸術振興条例の制定について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成21年10月23日(金) 13:55 ~ 14:10 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、文化振興課長
提 出 理 由	本市の文化芸術振興に関する基本理念等を明確にする条例について、平成21年12月議会への上程に先立ち、庁内合意を得る必要があるため
会議経過	【主な意見等】 ・第9条の顕彰制度は具体的にどのような内容なのか。 (所管部)現時点では具体的な基準は定まっていない。本市には、大和市表彰条例に基づく表彰制度、教育委員会表彰規程に基づく表彰制度があるため、今後、関係課と十分に調整していきたいと考えている。 ・第3条は、市民に義務を課するような表現にならないように配慮したとの説明であったが、「担う」と規定した場合に義務を課しているように感じる市民もいるのではないか。 (所管部)第2条の基本理念の範囲内で役割を担っていただく内容としている。
会議結果	案のとおり進めていく。